

議事録

1. 実施概要

会議名	令和6年度第2回那覇市男女共同参画会議
開催年月日 時間	令和7年1月21日(火) 14:00~16:00
場 所	なは市民協働プラザ1階 なは女性センター 第2学習室
出席委員	新垣誠委員(会長)、玉城直美委員(副会長)、 竹葉梓委員、平良亮太委員、宮城里沙委員(委員8名中5名参加)
事務局	【那覇市 総務部平和交流・男女参画課】 與那覇副参事、大木、森芳
傍聴	なし
内容	1 報告 2 那覇市性の多様性を尊重する条例の骨子(案)について
配布資料	資料1 第1回男女共同参画会議における主な意見 資料2 当事者及び当事者支援団体との意見交換会(まとめ) 資料3 那覇市性の多様性を尊重する条例案の概要 資料4 那覇市性の多様性を尊重する条例の骨子案 資料5 条例制定のスケジュール(令和8年度制定スケジュール)

2. 審議状況

1 報告

発言者	発言内容
新垣会長	では最初に、本会議の公開について、「公開」と決定してよいか。 異議はないようなので、本審議会は公開とする。 それでは、事務局より本日の議題について事務局よりご説明をお願いします。
事務局	次第には記載していないが、 ・第1回目の振り返り ・当事者及び支援団体との意見交換の報告 ・性の多様性を尊重する条例(仮称)のスケジュール変更について を報告する。(資料1・資料2・資料3・資料5を説明)

新垣会長	ただいま事務局から、報告3件があった。質問があればお願いします。
平良委員	当事者の方や支援団体からの意見聴取はどういった形で開催したか。
事務局	今のような形（レイアウト）で行った。クローズにしている方はなるべく声かけていない。ピンクドットやていーだあみなど、もともと皆さんが知り合いだったような方々にお声かけした。
平良委員	本当にクローズな方の意見は、私もたまたまあったときに話を聞く程度であるが、そういった方の意見も、この場には来れないような方の意見として参考にできるといいと思った。難しい話ではあるが。
事務局	12月に開催されたピンクドットで登壇していたm a t oさんに声かけをして、2月に意見聴取する予定である。その際にクローズの方にも声かけしていただけるという事になっていて、そこで個別で話がきけると考えている
平良委員	イベント型だと来れないが、個人のヒアリングという形だと参加できるという方がいるかもしれない。今のように、紹介で会う事ができるというのはすごく良いと思う。
竹葉委員	当事者団体の中でもそれぞれ「L」「G」「B」「T」「Q+」のコミュニティにおいてグループ的になっているものが市内にいくつかあると思う。できるだけ、条例作っていく手前で意見は出しておいたほうがいいのかと思う 資料3について伺う。当事者等の意見交換の中で出てきたものをトピック毎に取り上げて、現状の対応と対応が難しいと思われる点とで整理をしているものと思う。この資料について、今後どのように響いてくるのかというところが聞きたい。例えば、医療機関に関して、各病院の判断になってくるので統一的な対応がされていないというような課題に対して、市立病院に対しては研修していますというのが現状。どれくらい関わってくるのかは各病院によることというのは、確かにその通りだが、その医療機関に対する那覇市の条例のアプローチは他にもあるかと思う。なので、ここで難しい点としてまとめていただいた事が結論的に取り扱われるのであれば、これこそ各委員から意見を出していただいて、どういったことが考えられるかというのを検討した方がよいと思っている。この資料が今後決定事項として扱われるのか、もんでいく余地があるものなのかというところ。
事務局	難しい点、だからどうするのか、というところだと思う。性の多様性を尊重する条例を制定した際には、市の研修はもちろんだが、企業向けの説明会や、学校関係も説明に行きたいと考えている。医療機関に関しては、那覇市立病院であれば大丈夫だが、民間の病院に対して那覇市がどこまで協力をお願いできるのか、これから探るところである。 意見交換会ででた意見や把握した現状（資料3）に関しては、条例の文言ひとつ

<p>新垣会長</p>	<p>ひとつに入ってこないかもしれないが、言葉を作るにあたっての基礎となる。また、条例ができたなら、那覇市職員の職員ハンドブックを作る予定であり、ここにも、こういう意見があつてこういう現状がある、だから市の職員はこうしないといけないというものを書いていくときに使わせていただきたいと考えている。</p> <p>県が今度パートナーシップ・ファミリーシップをするので、県も各自治体との連携を判断していくと思う。それで医療機関に対しては県の医師会に働きかけたりとか、市立病院や那覇市内他の民間の医療機関に対しても県と手を組んでから啓発をしていくというのもひとつの手かと思う</p>
<p>玉城副会長</p>	<p>当事者の声を聞くという事で、那覇市に関係する団体などに声をかけたのは非常に良いなと思った。同時に、今、若者はこども調査というのがある、こども家庭庁のこどもまんなか社会に向けて、大学生が地域にいて子供の声を聞くとか、一緒に社会課題を解決するために疑問を出し合うという中で。去年、沖縄大学と沖縄国際大学と実験したときに、性の多様性というのに若者はすごく今興味があつて、アライの視点だと思うが、それについてもっと知りたいというのがある。若い人たちは結構準備ができていて、こんなこともっとあったらいいのにとか、当事者の意識と同時に自分たちの中の性を見つめ直せるような、着替えの問題とかトイレとか、もっと性を大事にできるような空間づくりとか学校の中でもいろいろな声を出している。沖縄大学が次年度、より子どもの声を聞くようにということで、那覇市だけでなくいろいろな市町村で聞いていくと思うが、恐らく那覇市のこどもとも向き合うというのをやっていくんじゃないかなというときに、アライの視点で、こどもまんなか社会、やはり子供たちがどう考えるかという部分は、当事者だけやってしまうと、あっちの人とこっちと分けて考えてしまうんじゃないかというのがある。当事者の声を大事にしつつ、一緒にみんなで考えられる課題だと思っているので、若者の視点でみんなで考えるということも大切かと思う。</p> <p>市町村ずれてしまうが、SDG s で大学コンソーシアム協働で各大学を超えて授業やったときに、名桜大学さんの学生達が団体を作って、自分の多様な性の目覚めが保育園前後くらいの子供たちというのがある、その保育園生が学ぶようなわかりやすい絵本がないという事で、その子たち用の絵本を作りたいということになった。そこでm a t oさんたちにヒアリングをして、彼女たちの生き方を絵本にして保育園の子供たちに読み聞かせをするというのを今年頑張ってやっていて、それを来年度以降も広めていきたいというのがあるので、市町村超えますけども、より幼い子供たちへの啓発を若者の力を借りながらやっていくというのがあるのもいいのかなという風に思った。</p>
<p>平良委員</p>	<p>今の玉城委員の話を受けて思い出したのが、私がまだ大学生だった時に、教育学部の授業でスピーカーとして呼ばれて行って、教諭になる人たちに向けてLGBTQについて学ぶ場を設けるというのがあった。医学部生とかも一緒に、学生の時に学ぶ機会というのは、私と同世代の人たちは、なかったという話をしていた。あとは医療系の専門学校で講演したことがあった。そういう、社会に出てからの</p>

宮城委員	<p>研修だけじゃなくて、学生のうちから研修する場、教育機関とかだと入りやすいと思うので、そういった意識啓発は、那覇市内の公立の学校だけじゃなくて、専門学校だったり、住所が違ってもいいかもしれないが大学だっりの教育機関には、アプローチしても良いと思った。</p> <p>当事者の方の意見にあったが、校長先生など「長」がついている人への研修について。私が小中高といろんなところで講演して感じることは、「長」がついている人ほど、あまり自分から聞きに来ないというのを感じている。養護教諭とか、性の多様性の授業が必要だと思ってくださっている先生が呼んで講演しに行く。まず、必ず校長室に通されるが、その時に「お願いしますね」程度の反応しかしていただけない事も結構ある。学校の組織は校長のひとことですべてが決まるというのがある。先生たちは日々いろんな生徒と接する事があって、いろんな子たちの対応を親身になってやったりするが、校長先生は子供たちを毎日多く接するということがない業務をしている。でも、「長」であることで学校の決定権を持っているので、知らないといけないことは沢山ある気がして。でもその校長が聞きに来ないというのはどういうことだと感じる。だからこそ、性の多様性の研修というのを管理職にこそ必要かと、私も当事者の意見をみて、そう思った。</p>
新垣会長	<p>校長会のメンバーを男女参画の委員に一人入れて、一回の講習ではなくて、毎回会議として出してもらってどういう計画の中でどういう位置づけがされているのかというのを自分事の意識をもってそれを校長会や自分の学校で責任もってひろげて活動してもらおうというスタンスをとったほうがいいのかと思う。豊見城市では校長会の校長先生がきているが、委員の皆さんにすごく刺激をうけて、それをもち帰って色々変わってきているので、今の意見非常に重要なと思う。先ほど平良委員からもあったように、弁護士会も当事者団体呼んで勉強しているが、法学を勉強している学生さんたちはこれから重要なことになってくると思うので、法を通して社会を変えていく立場に立つうえで、そういったものをちゃんと理解していくことは重要かと思う。</p>

2 那覇市性の多様性を尊重する条例の骨子（案）について

発言者	発言内容
新垣会長	それでは、続いて那覇市性の多様性を尊重する条例の骨子（案）について事務局の方から説明をお願いします。
事務局	事務局より資料4を説明
新垣会長	ただいまの説明について、質問・意見があればお願いします。
平良委員	今、那覇市はパートナーシップは要綱だと思うが、これまでに要綱から条例に切

	り替えた自治体はあるのか
事務局	わからないので調べてみる
平良委員	県との兼ね合いもあると思うが、資料 4 の那覇市の条例の構成と他市の構成で何が違うのだろうとみてみると、パートナーシップが含まれているのかどうかというところだった。もちろんこれは他の委員の意見もきいてみたいところだが、個人的には那覇市として条例作るにあたってパートナーシップをいれることがどういう意味合いをもつのかによるかなと思うが、市民目線でいったら進んだんだなという風には見えるのかなと思った。
新垣会長	沖縄県のパートナーシップの動きに関して、これから調整会議とか開かれると思うが、結構、市町村の方は県がやるならこれで市町村やらなくていいよねという風潮になっている。もちろん制度を整えるのは大変なことであるから。県は県で窓口をもたないから、やはり市町村の方でしっかりやって欲しいというのがある。この辺のところはどういう風にして動くのかというのが非常に不安で。しかも県も条例ではなく要綱なので、那覇市としてちゃんとしたスタンスをもっていた方がよい。県からどれくらいおろしてくるかわからないが、全県的に調整をかけていくのか、県が管轄している県立病院とか県営住宅とかは県が動くと思うが、それ以外の市立病院とか県内にあったとしても県はその病院のある市と病院の調整でやって欲しいというのが県のスタンスのはずである。そうなってくると市町村においてもパートナーシップ・ファミリーシップをしっかり整えておく事は非常に重要である。 沖縄県との調整はどのようなになっているか。
事務局	1月23日に県との調整を予定している。そこで連携について話をする予定である。
竹葉委員	今の件に関して、私はぜひパートナーシップ・ファミリーシップについてこの条例に盛り込んだ方がよいと思っている。 県の建付けに運用が左右されるかどうかは、切り離して考えた方がいい。条例として定めたとしても結局細目については施行規則になると思うので運用にアレンジ加えたいとか実情に合わないとかいうのは即座に進められると思う。変えづらい条例になっているからこそ、制度としての仕組みは、性の多様性をうたったこの条例の中に那覇市が掲げる大きな施策として盛り込んだ方がいいんじゃないかと思う。 那覇市でもっているパートナーシップ・ファミリーシップの独自性のひとつとして、これも、施行規則として定めていく内容だと思いますが、証明書の返還について、那覇市は一方のパートナーが亡くなったときに証明書を返さなくていい。なぜなら亡くなったあとにこそお二人の関係性が大変だから。戸籍がない。だけど他の自治体はそういった配慮がほとんどできていなくて、亡くなったら全部返してくださいということになっているところが多い。この辺りはそれぞれがどういう風に当事者の意見を考えてどんな制度つくっていくかというところ

事務局	<p>ろに関わってくるので、県の内容もどうなるかわかりませんが、那覇市の独自の取組みとして持っていた方がいいと思う。</p> <p>浦添市といなべ市、総社市の条例にパートナーシップ宣誓があるので、その条例を追加資料としてお配りする。条例に盛り込む場合の文言はこういったものになるという参考資料としてみていただきたい。</p> <p>浦添市は10条、いなべ市は12条、総社市は12条となっている。</p>
平良委員	<p>ちょうど浦添市の11条が気になっていた。拠点施設を記載することでどういった効果があるのか。ここに来たら相談対応できますよという話なのか。浦添市のハーモニーセンターは、那覇市においてはなは女性センターなのかなと思うが。今回骨子案をつくるにあたって、浦添市も参考にしたと思うが、あえて拠点施設を入れないでおこうとか何か議論があったのか。</p>
事務局	<p>条例を制定するときは、自分たちの考えているようなものと似たような条例を3つくらいお手本にしてアレンジしていくが、「拠点施設」と書いている条例は浦添市以外に見つけられなくて浦添市の独自性だと思う。</p> <p>また、なは女性センターという名称も将来的に女性センターではなくなる可能性もあるとか。男女共同参画や最近是人権全部を扱うようなところに変えていくところもあるので入れない方がいいかと思った。</p>
玉城副会長	<p>言葉の使い方について質問する。責務と役割と似ている言葉を両方あえて使っているところはどう考えているのか教えて欲しい。</p> <p>先ほどあったように教育現場での理解が弱いというのは共通認識だと思うので、より教育現場できちっと責任を果たす、例えば浦添市の第7条あらゆる教育に関わる者は、教育の場において、性の多様性を尊重する意識の形成に配慮した教育を行うよう努めるものとする。と、なんとなくわかるが少しあいまいだなという気もするし。そこをしっかりと教育の機会を設けるとか強めに表現したり。教育に携わる人の責務・役割とか、広報啓発とあるけど 例えば松本市の教育及び啓発活動の充実とあるような感じでもっとちゃんと教育をしようという風にしていく方が、教育・広報・啓発活動の充実とかっていう動詞で終わるような風にした方がよいと思う。</p> <p>あと罰則は規定しないけれども、例えば相談や苦情の申し出を受けながらもそういったデータベースがまとまってくると、例えば審議会みたいなのがあれば、こういうことが那覇市でおきていると、ちゃんと審議して実名公表とかしなくてもいいけどこういうことが起きているのはやっぱりだめだよっていうのをちゃんと審議会かなにかで。拠点としてやったとしても相談件数が年間たまっていくだけだと思うが、ちゃんとそれがどういう差別的行為があったのか審議会でもちゃんと公表していく方がよいと思う。苦情相談をしたあとどうなるのかというのがもう少し見えた方がいいかなと思う。罰則はないけどデータベースで公表することで、何が差別行為でどういうことがだめなのかというのを見せていくのが大事かと思う。</p>

竹葉委員	責務と役割が併記してあるのはあまりみたことがない
事務局	そこは少し迷っている
竹葉委員	<p>ここまでまとめてくるのも、本当にたくさんの条例をみてもものすごい大変な作業だったと思う。おかげで、こうやって比較しながらみることができるのでありがたい。</p> <p>私がみてきたものだと、役割とくると「努めなければならない」と努力規定で終わっていると思う。責務だと「〇〇してはならない」という風に、ちゃんとあなたたちのタスクだよという風にバチッと決めていくところがあると思う。</p> <p>意見としては責務としてまとめた方がいいのではないかなと思う。</p> <p>じゃ責務としてまとめたときにどうするかということだが、条文に禁止事項というのを加えた方がいいのではないかなと思う。いろんな自治体で禁止事項として例えばアウトティングをしてはならないとか、ハラスメントの規定なんかからめながら作る場所もあると思う。市の責務、市民の責務、事業者の責務、教育者の責務と羅列していくときに、かぶってくるものもあると思う。みんなに要求していきたいところを禁止事項でまとめて、「以下の禁止事項を遵守しなければならない」といったように。禁止事項は条例の目玉として、コンセプトとして入れるのがいいかなと思った。</p> <p>11条の相談及び苦情のところ、私も審議会を設けた方がいいと思った。</p> <p>玉城委員がおっしゃるとおり、あがってきた相談や苦情をどう処理するか、条例の姿勢が出る場所とか。出てきた意見を市としてどう扱うか、回答するかはさておき、どのように報告書にまとめ蓄積していくかとか、結構大きいところだと思う。別の条例でつくるというしんどさはこういうところにもかかわってくるかと思う。男女共同参画と一緒にした条例であれば、参画会議になると思うが、別で審議会を構えるのか、あるいは参画会議に飛ばすのかその条文をちゃんと作るのかということも併せてご検討いただけたらと思う。</p>
新垣会長	いなべ市や松本市も、人権侵害の禁止というのを入れている。今もう、ハラスメントに関する法整備は進んでいて、条例に罰則規定はなくても十分法律で禁止されている事項が上がってくるという可能性もあるので、それは明確にしておいたほうがいいのかと私も思う。
竹葉委員	<p>那覇市の方で人権条例とか共生社会づくり条例というのはあるのか。</p> <p>今回は理念条例ということでとにかく罰則は設けないという方向性ということであれば、この条例をどういう風に見える条例にしていくかということが大事かと思う。結局理念条例だとアドバルーン掲げるだけになってしまう。ここがいつも理念条例の悩ましいところで、どういう風の実効性を確保していくのかということの方が悩みどころ。その点で、行政指導の方法をもっている条例が那覇市の中にあれば、そことの橋掛けができる事もあるのかなと。例えば「苦情処理の方法はこの条例による」とか。すでに持っているシステムに橋掛けしながら使っていくという事もできると思う。市の中で、苦情処理や違反事項が起きた時の取り扱い、あるいは罰則まではいかないが、那覇市の方が「こういったことが起</p>

	<p>きたと聞きましたが大丈夫ですか？」と声をかけていく行政指導の方法といったところが使えるようになっていれば良いかなと思う。他の条例に飛ばすか、あるいはその仕組みだけこちらに入れるか。</p>
新垣委員	<p>ちなみに条例の案はいつ作成される予定か</p>
事務局	<p>今いただいた意見を加えて、3月までには作成し、4月に関係課長級のメンバーと一緒にもう一度もんで、これで行きましょうということであれば5月に皆様に見ていただくということになります。</p> <p>あと、先ほどの責務と役割について、浦添市の担当者に聞いたところ、責務の方が強い表現、役割の方が柔らかい表現になるので、浦添市は最初責務としていたけれども市民に責務を負わせるのか、事業者に責務を負わせるのかというところで、言葉をすこし柔らかい方に変えたという説明があった。</p>
新垣委員	<p>様々な条例があるなかで、やはり人権にかかわるものは責務として当たり前の事として、実際に被害者が出たりするからこそ責任をもってというところは明確にしていかないとスカスカの条例になってしまうのかなと心配になる。</p>
平良委員	<p>骨子案の状態でどこまでいっていいのかわからないが、今ぱっと調べてみていいなと思ったのが、市が事業をするときの性の多様性に配慮というのがあって、市が実施する事業においても性の多様性に配慮した仕様で作ってくださいねといったようなもの。これが市の責務のところに入ってくるのか、別でたてるレベルのことなのかかわからないが市の姿勢として示すのはすごくいいなと思った。</p>
新垣委員	<p>その辺のところ明確にしてしっかり踏み込んで欲しいという意見である。例えば行政ができることとして、いろんな申請書にある性別欄の配慮とかの話もあったかと思う。</p>
事務局	<p>今は那覇市の多くのところで申請書の性別欄はなくなっている。どうしても必要なところは残しているが。</p>
竹葉委員	<p>意見交換会でも出たと思う。文京区が2017年からやっているが、市が委託するときに調達コードに入れるもの。</p> <p>すでにある那覇市の中のシステムでこういう、委託事業者を募るときに就業規則に性の多様性を尊重する規定がある事業者じゃないとエントリーできないよという風にするとか。県と市町村では持っている事務の範囲が違うので、県が制度をつくるよりも市民生活により近いのは市だと思う。市ができることはすごいいっぱいある。この条例の中に組み込んでいければすごくいいなと思った。</p> <p>時々みかけるのが、東京都渋谷区のように、最後あたりに、「この条例の理念をすでにある条例に反映させる」というような文がはいる自治体も時々ある。それで飛ばす事ができるのか、効力もどうなのかちょっとよくわからないが、それができるのであれば今の意見だったり、子育て支援だったり隠れた問題に反映さ</p>

	せられるかなと思う。
平良委員	前文は作るのか。何かたたき台があるのか。どんな形で進むのか。この前文が一番らしさを出すところかと思うので。
事務局	前文については、おそらく第5次総計という最上位の計画の理念に反しないよう、そこで使われている言葉や、男女共同参画推進条例や似た条例の前文などから書き出していくかなという風に思っている。
新垣会長	浦添市も総計から入っているし、他のところでも世界人権宣言や日本国憲法 13 条やいろんなところからひっばってきている。その根拠を那覇市はどこに求めた方がいいのかなっていうのは皆さんからの意見があれば伺いたい。推進本部的には市の総計から取りたいという感じか。
事務局	そこまでは話し合っていない。前文はあった方がいいし、全文で那覇市らしさをだそうというところまでは承諾をもらっている。
平良委員	私の中で県内において那覇市は人口規模も大きいし事業者数も多いし、ロールモデルになる。他の自治体が参考にしたいとおもってもらえるようなものにした。観光や総計のような、那覇市が沖縄の重要な中心地だったというような話は必要かなと思う。いろんな配慮が必要なのかもわからないが、中心として方向性を指し示すみたいなスタンスがあってもいいのかなと思う。沖縄の歴史の話もそうだが、世界人権宣言や憲法もいれつつ、沖縄県での那覇市のスタンスもいれつつ、軸として全部に触れておくのはアリかと思う。書いていいなら自分が書きたいくらい。すごく大事な文章になると思う。
新垣会長	那覇市民が親しみを持って共感できるようなものができるといい。条例は固すぎて自分と関連づけるのがなかなか難しかったりするのです。
玉城副会長	沖縄県 SDGs アドバイザリーボード座長をしているが、前文を作っていくときは、一番大事にしたいキーワードとかテーマとかを 21 世紀ビジョンに連なりながら、SDGs ではこういう世界を目指したいよねというのをしっかり確認したうえで得意な人がたたき台を作って、みんなで意見を言って文字を修正して作っていったというやり方だった。
竹葉委員	前文は結構条文そのもので、条文の解釈に使うものなので。どこの範囲までこれはダメと言っているのか、何をたくてこの条文になっているんだろうっていう解釈は前文をみるので、ここで思いはしっかり入れた方がいい。
宮城委員	小学校は毎月人権の日というのがあって、子供たちは1年生の時から人権についてじっくり、例えば今月はイジメについてとか、次の月は性の多様性についてとか。ちょうど今月が性の多様性がテーマになっているが、こういった感じで人権の日というのをうっている。人権担当の先生がパワーポイントでスライドを

	<p>作って学ぶ。人権侵害、人を傷つける行為にあたるものは絶対に許しません、ダメですよというのを毎月全児童で確認をしているという日がある。今の子供たちは小さいころから人権に関して頭の中に入った状態で育っていく子供たちだと思うので、大人が作った条例が人権の事をやんわり言っているとかがないような感じで、先ほどあった役割と責務というのもちろんと大人が許さないと思っている事を、はっきりと決めた方がいいのかなと思う。</p>
新垣会長	<p>事務局として、いろいろと材料は集まったか。</p>
事務局	<p>条例はただ単に言葉を並べるだけではなくて、言葉ひとつの下にある思いを含めて構成されているという事を意識したい</p>
新垣会長	<p>事務局の方で、ここを話し合っておきたいというのはあるか</p>
事務局	<p>第2条の言葉の定義について、どのような単語（性自認・性的指向・性的マイノリティ等）を定義に入れるかを相談したい。</p>
新垣会長	<p>おそらく条例案が出来上がってきて、その中で定められている言葉がでてくると思うのでそういうのを中心に定義していくとは必要かと思うが。 半年だけでも、どんどん新しい言葉も出てくるかもしれない。 みなさん他に何かあるか。 色々な意見がでてきた。役割ではなく責務であるという話や、パートナーシップを入れた方がいいんじゃないかという事、前文を作っていく事や、教育者の責務に関する事について細かく書くほうがいいのかとか、これは案が出来上がってからここでしっかりやりこんでいく必要があるかと思うが、ここまで色々な意見がでてきたと思う。</p>
事務局	<p>教育の分野はすごく難しいと思っている。教育は学校教育だけではなくて、社会教育、生涯学習教育だったり、塾は教育になるのか、保育園や幼稚園は教育の分野なのかとか、そのあたりも今から確認していく。素案ができたなら皆さんに教えていただきたいと思っている。</p>
新垣会長	<p>市民というくくりもある。小さいころからの啓発や教育といったものが必要であるというのもあったし、保育園で CAP を呼んで学ぶというのものもあるし、その辺のところは後ほどみんなで見ながらどのように入れ込むかというのをやっていきたい。</p>
竹葉委員	<p>定義のところで、いわゆる「性自認」だったり「性的指向」だったり、何をどれほどピックアップして入れるかということ事務局が言っていたと思う。おそらくは所謂ソジエスク（SOGIESC）がベースになっていくかと思うが、改めて先行条例をみると「性的マイノリティ」という言葉を定義で取り入れているは共通しているが、対象がずれているなどと思っている。性の多様性ってみんなの問題だによって語られているのに、性的マイノリティを守ってあげましょうという</p>

<p>平良委員</p>	<p>内容になっているところが、視点としてズレていると思う。だから、これは、条例を作るにあたって大きな視点かと思う。個人的な意見としては、性の多様性というのを主題に掲げるのであれば、市民全員が当事者であるという視点で作っていくのがいいのではないかと思う。</p> <p>講演するときに「性的マイノリティ」はどれくらい的人数いると思うか という質問をして、8%~10%であれば左利きと同じくらい。数で表すと何十万人でいるから少数ではないよね。マイノリティといっても人数多いよねという話をする。スタートとして「マイノリティ」だよねという風な表現はしない方がいい。マイノリティという言葉を使うとどうしても少ないというイメージがついてしまうので、ここでもマイノリティという表現を定義で「多数者と異なる者」と区別されてしまうので、マイノリティという言葉は入れずに性自認性的指向等というソジェスクの項目を入れて。文章書くときに「性的マイノリティにあることを」ではなくて、「性的指向、性自認の違いによって」みたいな表現にするとマイノリティという言葉を使わずに、ここで言いたい事は表現できているのではないかなと思う</p>
<p>新垣会長</p>	<p>マイノリティという言葉はどういう風にとらえるかというのはみんなあると思う。社会の中で様々な不利益を被っている人たちという考え。</p> <p>確かにソジェスクというと全員が当事者となるわけだが、差別とか人権というところで考えた時に明らかにその対象となっている人たちがいる。それは無視してはいけない守るべきひとたちがいるという事。その人たちをどういう風に表現していくのかという事。ソジェスクの中ですべての人たちが自由になり権利を守られる社会を目指すという事ではあると思うが。いわゆる性的マイノリティと表現される、憲法上、法律上、制度上、習慣上 様々なところで生きづらさを感じている人たちをどうやってこの条例で守っていくかというそのバランスをとっていかなければならないと感じる。</p> <p>ジェンダーでも、男も女もジェンダーってものはしんどいものだっていうのがあるが、男性中心の社会の中でどうしても女性が不利益を被ってしまうというのは無視しちゃいけないという。この辺をどうやって表現していくのか。ソジェスクにしちゃうとみんな同じじゃないかとなっていくないように。</p>
<p>竹葉委員</p>	<p>この問題をしゃべるときにいつも悩ましい部分である。</p> <p>このコミュニティの問題だという名指しをする必要はあるが、同時にみんなの問題であるという風にする必要もある。</p> <p>条例の中で、先ほど平良委員がおっしゃったように、性的マイノリティの～となっている部分について、例えば「性的マイノリティであることを理由とする差別的取り扱い～」を「性自認あるいは性的指向を理由とする差別的取り扱い～」と指摘していけば、何の話をしているか明確でかつ全員が当事者になるというところがクリアできるかなと思う。</p> <p>条例の中で性的マイノリティの問題ですと示していくべきものがあれば、くくっていく必要があると思うが。</p>

新垣会長	<p>沖縄県が宣言を出すとき、これが議論になった。誰の誰に対する誰のための宣言なのかというので混乱した。</p> <p>性的マイノリティは守られなければならないと表明をしておきながら、これは全員の問題というのがうまく整理できなかった。</p> <p>でも今の竹葉委員の話を聞くと納得できたので、そのやり方で良いのではと思った。エビデンス作りなどで当事者からの生きづらさなどの話を聞く事があると思う。みんなの問題だが、生きづらさを感じている人たちがいるだろうけど、そうじゃない人たちがいて、乱暴な描き方かもしれないが、そういった人たちに偏見と差別がいまだにあるという現状をどうやって表現していくかという部分。そこのバランスをうまくとるのは、難しいがそこをうまく書ければよいと思う。ソジェスクの方に向かっているんだけど、まだそこに完全に移行しきれないなにかがあるという状況でもある。そこをうまく表現していきたい。</p> <p>市として推進本部の意向でも市としてのスタンスが何なのかというのをまた次回しっかりと教えてもらって、そことすり合わせをしていきたいと思うが、他に何かあるか。</p>
平良委員	<p>便宜上わかりやすく伝えるために「性的マイノリティ」という言葉を使うが、本当はそういう区別をしたくないスタンスを示すときに、ダブルコーテーション「 “ ”」をよく使う事を思い出していた。それでもなおマイノリティという表現はせず、でも困っているという事を表現できる方法は〇〇と〇〇の違いによる差別という表現を使えば可能ではないかと思う。くくって名付けるという行為はすごくマジョリティ的だと感じる。くくったことによって、追いやられた状況をつくるのは避けたいというのがあるので、そのスタンスを、定義するかしないかで示すことができるのではないかと思った。</p>
新垣会長	<p>そういったことも勘案して、かつ市民にとってもわかりやすいものを考えていかなければならない。この業界は専門用語も多い。</p>
宮城委員	<p>(性自認あるいは性的指向) 全員に関わる言葉を使うのが良いと思う。</p>
事務局	<p>まだ素案は作っていない段階であるが、令和7年10月にはパブリックコメントを予定している。それまでにはおおよその形ができていないといけない。その直近8月に本会議を開催する予定であるが、その時に条例案を提示できる事を目指す。</p>
新垣会長	<p>他になければ、進行を事務局にお返りする。</p>
事務局	<p>以上をもって令和6年度第2回那覇市男女共同参画参画会議会を終了する。次年度は5月、8月1月の3回を予定している。次年度の開催日時については追って連絡する。</p> <p>今回は、条文の素案を審議していただく予定である。</p>